

「無料サンプル教材」が欲しかったのに、有料教材が送られてきた！

～語学教材を申し込むときには、広告や送付物をきちんと確認しましょう～

「無料で試聴用の語学教材を差し上げます」・・・という広告を見かけませんか。

ところが、「無料と思って申し込んだところ、無料の教材と一緒に有料の教材が入っていて驚いた」、「同封されていた有料教材を一定期間内に返送しなければいけないことに気づかなかった」等の相談が寄せられています。

「無料」となっているのには「理由」があります。購入前に無料サンプルで効果を試すことは有益ですが、申し込む際には注意が必要です。

相談事例

事例1 無料サンプルに有料教材が同封されていた！

英会話教材の無料サンプルCDをインターネットで注文したら有料教材も同封されていた。不要であれば期間内に返送せよと記載がある。無料サンプルだけがほしかったのに、話が異なり不満である。

事例2 開封せず半年間放置したら、弁護士から請求書が届いた！

ラジオ広告で知った英会話教材の無料CDを電話で請求した。その際、「有料教材も同封する。必要がない場合は引き取りに行く」と言われた。教材が届いたが、すぐに使う予定がないので未開封のままにしていた。後日、請求書が届いたが、事業者と連絡が取れなかったため放置していたところ、弁護士名で支払いを求める督促状が届いた。その時点で初めて、一定期間内に不要な有料教材を返送しなければならないことに気づいた。教材は未開封なので返却したい。

事例3 無料サンプルだと思ったら、「初回のみ無料」の継続購入だった！

未成年の娘が、雑誌広告についていたハガキで英会話教材の無料サンプルを申し込んだところ、何度か教材が届いた。娘が開封しなかったため、親である自分が開封すると、請求書が入っており、それによると、「初回無料。ただし、初回の商品到着後一定期間以内にキャンセルを申し出ないと、自動的に継続購入になる」ということがわかった。一方的に契約となるのは問題ではないか。

消費者へのアドバイス

① 広告をよく確認しましょう

広告をよく読み、申し込もうとする内容がどのようなものなのか(無料サンプルの申込みなのか、それとも教材の購入申込みなのか)を理解してから申し込みましょう。

また、送付物の内容、受け取った後の手続き、返送の可否や返送する際の送料負担など、無料サンプル申込みの際の条件をきちんと確認してから申し込みましょう。

テレビやラジオの広告の場合には、詳細な条件がわかりづらいこともあります。申し込む際に、電話などでよく確認しましょう。

② 送付された無料教材は放置せず、届いたらすぐ中身を確認しましょう

無料サンプルとともに有料教材が同封され、「同封された有料商品が不要であれば、○日以内に返送すること」といった旨が記載されている場合があります。

「無料教材だから…」と放置せず、商品が届いたら必ず中を開けて確認しましょう。

③ 無料と書いてあっても、すぐ飛びつかない

語学教材に限らず、無料サンプルの配布は広く行われていますが、事業者が無料で商品を配布する目的は、購入の勧誘です。また、無料サンプルの申込みに際して、事業者が申込者の個人情報を収集し、将来のマーケティングなどに利用することもあります。

商品やサービスを購入する際に、その効果や使い勝手などを試すことは消費者にとって有益ですが、「無料」だからといってすぐに申し込むのではなく、その商品やサービスが自分にとって必要なものなのかどうか、慎重に検討しましょう。

○おかしいなと思うことがあれば、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター

03-3235-1155(相談専用電話)